

宗教法判例のうごき（私法）

松波 克英（弁護士）

1 概要

私法関係の主な裁判例としては、宗教団体による違法行為が問題になった事例、寺院の墓地、納骨堂をめぐる事例が挙げられる。

2 宗教団体の勧誘行為の違法性が問題になった判例

これらの裁判例では概ね宗教活動の自由を尊重しつつ、社会的相当性を逸脱する勧誘行為を違法と判断し、宗教団体については民法715条の使用者責任を認めるものが多い。

(1) 世界基督教統一神霊協会（統一協会）による違法献金が問題となった事例
統一協会の信者などによる献金等の勧誘行為について、宗教的活動であっても一定の場合不法行為となりうるとしたうえで、統一協会に民法715条に基づく不法行為責任を認めた2つの事例を紹介する。

① 東京地裁平成19年5月29日判決（判タ1261号215頁）

本件は、原告（昭和6年生・女性）が、統一協会とその支配下にあつて組織的な違法資金獲得活動に従事していた株式会社グローバルビューティー、同社代表者を始めとする他の統一協会の信者による霊感商法等の違法な資金獲得活動により被害にあつたとし、民法709条（統一協会については選択的に715条）により総額4922万円余の損害賠償を請求した事案である。

判決は、献金等勧誘行為の違法性の判断基準について、「一般に、宗教団

体が、当該宗教団体の宗教的教義の実践や布教の一環として、献金を求めることや、宗教的な意義を有する物品の販売などを行うこと自体は、信教の自由の一様態としての宗教活動の自由として保障されなければならないものであって、これを殊更に制限したり、違法と評価することは厳に慎まなければならない。

また、献金や、物品等の対価の支払いなど、一定の金員の出捐を決意するに至る過程において、他者からの働きかけが影響することは当然の事理というべきである上、金員の出捐を勧誘するに際して、勧誘者が、当該宗教団体における教義等に基づく、科学的に証明し得ない様な事象、存在、因果関係等を理由とするような吉凶禍福を説き、金員を出捐することによって、そうした吉凶禍福を一定程度有利に解決することができるなどと被勧誘者に説明することについても、その説明内容がおよそ科学的に証明できないことなどを理由として、直ちに虚偽と断じ、あるいは違法と評価することもすべきではないし、予め相手方の境遇や悩み等を把握した上で、そうした悩み等を解決する手段として、献金等の金員の出捐を含む宗教的教義の具体的実践を勧誘することも、直ちに違法と評価されるものではない。

しかし、当該勧誘が、献金等を含む宗教的教義の実践をしないことによる害悪を告知するなどして、殊更に被勧誘者の不安や恐怖心の発生を企図し、あるいは、不安や恐怖心を助長して、被勧誘者の自由な意思決定を不当に阻害し、被勧誘者の資産状況や、生活状況等に照らして過大な出捐をさせるようなものであると認められるような場合には、当該行為が形式的には宗教的活動の名の下に行われているとしても、もはや社会的相当性を逸脱したものとして違法の評価を免れない」と判示した。

そしてこのような観点から、各献金等の行為が違法と評価できるものであるか否かについて検討を加え、概ね金額が100万円を超える献金、害悪を強調された上で献金に及んでいるもの、夫の資産を無断で利用する違法不当な行為を推奨して行われたもの、不動産、年金を担保に入れて借金までさせて行われたもの、物品の代金でも他の献金の趣旨と同一の場合には、社会的相当性を超えるものとしている。これに対して金額が大きくないもの、儀式を

受けるための費用の要素があるもの、献金の趣旨と害悪との関連が弱いもの、信仰の姿勢を強調されて行ったものなどは逸脱を否定され、認容額は4438万円余とされた。

なお判決は、一般に宗教団体の信者による行為が直ちに宗教団体そのものの行為と評価できないとして民法709条による責任は否定したが、宗教団体の信者が不法行為により他人に損害を被らせた場合、その宗教団体は、信者との間に雇用等の契約関係がなくても、実質的な指揮監督関係にあり、かつ、その不法行為が当該宗教団体の事業の執行について行われたものであるときは、民法715条に基づく使用者責任を負うとし、本件では献金等勧誘行為がいずれも信者によって行われたこと、献金等勧誘行為が統一協会の教義に基づきあるいはその実践というべき行為であること、明示ないし黙示の統一協会の指揮監督のもとで行われていた統一協会の事業の執行の一環であったこと、その献金は結局は統一協会の収入となっていること等を理由に、715条の適用を認めた。

ただし、被告グローバルについては、献金等とは必ずしも関連性のない商品の販売等、統一協会との関連性の少ない事業等も行っていることなども考慮し、個人被告らとグローバルの行為は一応峻別が可能であるとして、同社が販売主体である商品の購入以外は、個人被告らの行為につき被告グローバルが直ちに直接の不法行為責任を負うものではないとされた。

② 東京高裁平19年7月12日判決（判例集未登載、原審東京地判平18・10・3・判タ1259号271頁）

原告（昭和13年生・女性）は、統一協会の信者である被告らの行った違法な勧誘行為により、多額の献金をさせられたとして、民法709条（統一協会については選択的に715条）により総額5億円余を請求した事案である。

判決は、1、2審とも①と同様の違法性判断基準に基づき、個別の勧誘行為の違法性を判断し、2億7000万円ないし8000万円余の賠償を認めたが、控訴審での判断基準の判旨を以下に引用する。

「一般に、特定の宗教の信者が、当該宗教の教義にのっとり、あるいは、

当該宗教の布教活動に伴い、献金等を勧誘する行為は、社会通念上、相当な範囲にとどまっている限りは、信教の自由由来する宗教活動の一環として当然許容されるべきものである。そして、宗教団体が信者に対して献金等を勧誘するに当たり、教義に従って霊的な存在や死後の世界あるいは吉凶禍福について説くこと自体は、直ちに違法と評価されるべきものではないというべきである。

しかし献金等を勧誘する行為が、上記の教義についての一般的な説法の域を超えて、相手方に具体的な害悪を告知したり、心理的な圧迫を加えるなどして、殊更に相手方の不安感をあおり、その結果、相手方が自由な意思決定を阻害された状態で献金等をさせられたと認められる場合には、当該献金等の勧誘行為は、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違法と評価されるものというべきである」

以上2件は、統一協会信者による献金・商品購入勧誘行為の違法性、同協会の使用者責任の有無が主たる争点となった事案であり、過去多数の裁判例が出されている。これら同種裁判例では、同協会自体の不法行為責任（民法709条）が認められたものもあるが（奈良地判平9・4・16判時1648号108頁）、当該勧誘行為が社会的相当性を逸脱し違法と評価されるときには、同協会において使用者責任（民法715条）を負うとするものが一般的であり（福岡地判平6・5・27判タ880号247頁、東京高判平10・9・22判時1704号77頁、大阪高判平11・6・29判タ1029号250頁〔前掲奈良地判平9・4・16の控訴審判決〕、福岡地判平11・12・16判時1717号128頁、京都地判平14・10・25判タ1126号186頁）、本件2事例も同様の立場に立つ。

また、献金・商品代金相当額の賠償に加えて精神的苦痛に対する慰謝料請求を認めるか否かについては、消極に解するもの（東京地判平9・10・24判時1638号107頁〔前掲東京高判平10・9・22の原審判決〕）もあるが、本件2件も含め前記同種裁判例は、いずれも積極に解しているところである。

ただし、本件の2事例では、社会的相当性の判断において、従来判例が採用してきた目的、手段、結果の3つの要素のうち、目的を除いて手段、結果の

みに着目している。このためか、一定の目的にもとづく一連の勧誘行為全体を違法と認定してきた従来の裁判例の立場（後記「青春を返せ訴訟」の判例を含む）と異なり、被害内容のうち、金額の低いもの、その場面での害悪の告知が明確でないもの、物品購入代金についての違法性が否定されている。

(2) 統一協会による違法な入会勧誘行為が問題となった事例（いわゆる「青春を返せ訴訟」）

最高裁平成19年3月23日第2小法廷決定（判例集未登載、1審・新潟地判平17・4・25、原審・東京高判平18・10・31）

いわゆる「青春を返せ訴訟」は、統一協会の信者となり靈感商法等さまざまな活動をした後に脱会した元信者らが、統一協会に対して、宗教ではないと偽って勧誘し、献身させて資金集めなどにまい進させる目的を隠して、霊界の恐怖をあおって拘束し続けたことの違法を主張して提訴したものである。

この裁判は、違法な方法で献金させた前(1)の2件の判決とは異なり、違法な勧誘により入信させられたにしても、その後は自ら他人を勧誘するなどの活動を行ってきたものであるため、当初、名古屋地判平10・3・26（判時1679号62頁、判タ989号160頁）、岡山地判平10・6・3は統一協会等の責任を否定していた。しかしその後は、前記岡山地判の控訴審である広島高岡山支判平12・9・14判時1755号93頁をはじめとして、札幌地判平13・6・29判タ1121号202頁、東京地判14・8・21、新潟地判平14・10・28、平16・2・27など、多数の責任肯定判決が出された。

本件も、一審の新潟地裁が35人の原告に対して8704万円余の支払いを命ずる判決を下し、高裁、最高裁もこれを支持したもので、責任を肯定する判決に一事例を加えるものである。

(3) 自己啓発セミナー主催者による違法なマインドコントロールが問題となった事例

東京地裁平成19年2月26日判決（判時1965号81頁）

原告（昭和43年生・女性、当時夫、娘と同居。その後離婚して破産宣告を受

けた)は、被告ホームオブハートが従属関係にある被告トシオフィスを共催者として実施する自己啓発セミナーに平成14年に参加したが、セミナー主催者側(ホームオブハートのスタッフ並びにトシオフィスのスタッフ)の共謀による原告の生活全般にわたる不当なマインドコントロール、詐欺、脅迫、暴力行為などの違法行為を加えられ、自己啓発セミナーの受講を止めたり、被告らの指示する商品購入その他の行為を拒絶したりすると、地獄のような生活を送らざるを得なくなり、著しく不幸になると信じ込まされた結果、セミナー参加費用、商品購入代金、出店費用等の名目で多額の金銭を支払わされたと主張して、被告らに対し、連帯して、不法行為(民法709条、719条)及び使用者責任(民法715条)に基づき、金銭支出額、慰謝料等合計2134万余円の損害賠償を求めた事案である。

判決は以下の事実を認定した。すなわち、自己啓発セミナーの主催者らは、セミナー生の積極財産の全部を主催者側に提供させることはもちろんのこと、セミナー生の借入能力も活用し、返済の当てもなく複数の貸金業者から借入をさせてその全額を主催者側に提供させることを企てた。その実現のために、癒しの商品やサービスを提供する会社であるかのように装って、悩みをかかえている女性に具体的な悩みその他の個人情報を聞き出し、罠にかかってセミナーに参加した女性に対し、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用して、個人情報をもとに不安を煽り困惑させてマインドコントロールを施し、セミナーへの参加を止めると、地獄のような人生を送ることになると信じ込ませ、猜疑心を持たないこと、思考を止めること、借金が返せないことに対する恐怖感をなくすことなどの考え方を刷り込み、その過程で高額セミナー料金や商品代金を支払わせた。

そして判決は、このような目的及び手法をもって精神医学や心理学の知識を濫用し、マインドコントロールされた状態に意図的に陥れる行為は、社会通念に照らし、許容される余地のない違法行為であるとし、原告に対する各勧誘行為は、原告にマインドコントロールを施し、その状態を維持する意図に基づく一連の行為であって、当初の費用の支払に始まる金銭支払行為を違法行為と相当因果関係のある損害に該当するとした。

そして、原告のマインドコントロールに関わった各個人に、その立場に応じて民法709条、会社法429条1項などの責任を認定し、主催者側の会社についても民法715条、会社法350条の責任を認め、200万円の慰謝料を含め合計1543万円余の損害賠償を命じた。

この判決は、自己啓発セミナーによる被害としては最初の判決である。とくに、判決ではマインドコントロールという用語を違法性を基礎付ける要素として積極的に位置づけている点は注目される点である。さらに、本判決では、行為の社会的相当性の判断要素として、手段、結果のみでなく目的をも考慮して、一連の行為の違法性を認定している。この点は従来の統一協会をめぐる訴訟の判断枠組みに則ったものであり、この点でも（1）にあげた2つの判決は特異なものと言える。

（4） 神慈秀明会による違法な献金勧誘が問題になった事例

京都地裁平成19年12月25日判決（判例集未登載）

判決は、「信者が自由な意思に基づいていかなる額の献金を行うか、また、同献金をいかなる原資で行うかは原則として献金をする各信者に任されているところである。したがって、信者が献金資金の融通のために返済できる範囲で信販会社のクレジットカードによるキャッシングや銀行などの金融機関から融資を受けることがあったとしても、そのことから直ちに当該献金が各信者の自由意思に反する違法なものともまでいうことはできない。しかし、消費者金融会社からの借入れを含めて多額の借金を抱える者がさらに短期間のうちに自己の支払い能力を遥かに超えて献金原資の一部であったとしても借金をしたうえで高額な献金を繰り返すことは、当該信者にとって経済的破綻をもたらすものであつてかかる献金は当該信者の自由意思が格別認められるなど特段の事情でもない限り、各信者の自由意思に基づく献金であるとは言いがたい。したがって、宗教団体ないし幹部信者が一般信者に対して当該信者が消費者金融会社や信販会社のキャッシングなどの借金をして経済的に余裕がないことを知りながらその上で借金などをして短期間に多額の献金をするよう強く勧める行為は当該信者に経済的破綻をもたらす危険性の高い行為といわざるを得ないから、当該勧

誘があったとしても当該信者の自由意思に基づく献金と認められるなどの特段の事情がない限り社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為であるというべきである。」と判断し、被告らによる献金に対する勧誘行為は社会的に相当な範囲を超えた違法な行為であると認定され、660万円の損害賠償が認められた。

この判決に対しては、双方が控訴していたが、大阪高裁は平成20年7月8日双方の控訴を棄却する判決をした。

なお、神慈秀明会の過去の判例で判例集に登載されているものとしては、東京地判平10・4・23（判例タ986号248号）がある。

(5) 高島易断による違法な金銭要求が問題になった事例

神戸地裁洲本支部平成19年12月25日判決（判例集未登載）

原告（大正15年生・女性）が被告（高島易断霊心総本部の名称を用いて鑑定会などを行っている）に悩みを相談したところ、超自然的な能力の話をされ、害悪を告知されて不安を煽られ、多額の出捐（400万円）をさせられたとする原告が、被告に対し、不法行為にもとづき損害賠償請求をした事案である。

判決では、易断（占い）は、その性格からして、内容に合理性がないとか、成果が見られないなどの理由によって、これに伴う金銭要求が、直ちに違法性を帯びることにはならないとしつつ、易断に伴う金銭要求が、相手方の窮迫、軽率等に乗じ、ことさらその不安、恐怖心を煽るなどの方法や、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせるなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられた状態で支払が行われたり、過大な支払が行われたような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として、違法性を帯び不法行為となると判断し、既払金を除く439万円余（弁護士費用、遅延損害金を含む）の支払いが認められた。

なお、控訴審の大阪高裁平成20年6月5日判決でもこの判断は維持され、被告による控訴は棄却された。

2 寺院の墓地、納骨堂をめぐる判例

(1) 納骨堂での遺骨保管義務が問題となった事例

京都地裁平成19年2月13日判決（判例集未登載）

本件は、原告らが被告（寺院）の信徒でなくなったことを理由に、被告の管理する納骨堂に原告らが納骨した遺骨をほかの遺骨と分別できない状態にした被告の行為が、債務不履行及び不法行為に該当するとして、各100万円の損害賠償を請求した事案である。

被告寺院の境内の納骨堂には、所定の容器に入れた遺骨を納めることとなっているが、所定の容器に収まりきらない遺骨（残骨）を「総骨室」に納める「合祀」がなされ、その場合には、既に総骨室に納められているほかの遺骨と分別が不可能な状態となる。

原告らは被告の信徒であったが、平成15年ころ被告に対し転寺の申出を行い、納骨契約は終了し、その後被告は、遺骨を容器から取り出して総骨室に納め、ほかの遺骨と分別ができない状態においた。

本件の争点ごとの裁判所の判断は以下のとおり。

① 合祀の承諾の有無

原告らが被告に対し、転寺の申出を行った際に、被告代表者らが原告に対し、転寺した場合には本件遺骨は返還できない旨説明したとするが、原告が直ちに抗議することなくこれを受け入れるかのような受け答えをしたとしても、事柄の重要性に鑑みると、遺骨の返還を受けられないことを承諾したのではないものと評価した。

② 遺骨は所有権の対象か

遺骨は、有体物であるから所有権の対象となるものの、故人に対する敬愛・思慕の思いと密接に結びついていることから、遺骨に対する所有権の行使は、法令（民法206条、墓地、埋葬等に関する法律〔たとえば4条1項による焼骨の埋蔵場所の制限〕等）のみならず、慣習ないし条理により認められた範囲内においてのみ許されるものと解するのが相当である。

③ 本件各納骨契約の性質

本件規則には遺骨の所有権の帰属につき定めた規定は設けられておらず、本件各納骨契約は、遺骨の所有権の帰属に影響を及ぼすものではない（納骨により遺骨の所有権が被告に移転することはない。）。

また、使用願の標題には、納骨所の1区画を目的とする賃貸借契約であるかのような「納骨所使用願」という名称が使用されているが、遺骨を納めた信徒であっても普段は納骨堂に立ち入ることさえ許されておらず、納骨所の1区画はもとより、遺骨自体を管理しているのは信徒ではなく被告であるから、賃貸借契約ではなく遺骨を目的物とする寄託契約類似の無名契約である。

④ 管理規則の効力・内容

使用願の裏面に印刷されていた規則は11条で構成されておりその文言も簡明であるから、原告らは、規則の内容を認識した上で納骨契約を締結したものと推認することができる。

規則には、遺骨を納めた信徒が年度管理費を5年以上滞納した場合には遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めることが規定されているが、信徒が転寺して納骨堂を使用する資格を喪失した場合の規定を設けていないから、被告は、同様の方法でほかの遺骨と分別することができない状態で納めることは許されない。

⑤ 合祀の相当性

被告は、「合祀」として遺骨を丁寧に取り扱い、宗教上相当な方法により適切な場所に納めたとしても、遺骨の所有者の同意がなければ、遺骨の返還義務を免れることがない。

⑥ 不法行為責任の成否

遺骨の性質上遺骨自体の金銭的評価を行うことは社会通念上相当でないから、精神的苦痛に対する慰謝料として評価するのが相当として、原告ごとに80万円ないし60万円の支払いを命じた。

遺骨の所有権については、従来からこれを認めるものが多数ある。日蓮正宗関係の紛争で数件の遺骨処分についての判決が判例集に登載されているが、大

阪地堺支判平7・12・1（判時1581号110号）では、寺院が遺骨の一部を取り分けたり（分骨）、残骨を他の遺骨と一緒に永久納骨所に取めたり（合葬）したため、遺骨の一部しか返還を受けられなかった事案について、敬愛追慕の情という人格的利益を侵害したとして慰謝料の支払いを命じた。また、横浜地判平7・4・3（判時887号223頁）は、寺院が遺骨の有償寄託を受けた寺院が寄託者の承諾なく小さな骨壺に移し替え、入りきらなかった遺骨を合葬処分したことについて、所有権についてはともかく寄託契約の成立を認め債務不履行ないし不法行為に当たるとした。

なお、同意について前掲大阪地堺支判は、祖先ないし死者崇拜の対象としての象徴的意味を有する遺骨の性質上、分骨や合葬は特別な必要がある場合にのみ行われる例外的な保管方法であるから、その同意には内容を十分に説明し理解したことが必要として本件と同様の判断を示した。

（2） 墓所使用料前納金の返還義務が問題になった事例

京都地裁平成19年6月29日判決（判例集未登載）

本件は、墓地使用者が墓地を経営する宗教法人である寺院との間の墓地使用契約を中途解約したとして不当利得返還請求権に基づき一括支払済みの墓地使用料65万円の返還を求めたが、その請求が棄却された事案（控訴審）である。

被告寺院の経営する墓地につき、平成元年に設けられた「墓地使用規則」には、①墓地は被告寺院の檀徒が使用すること（第1条）、②新規の利用者は墓地使用料を志納しなければならないこと（第5条）、③墓地の使用権は、使用者の相続人以外の第三者には原則として譲渡することができないこと（第6条）、④墓地相続者又は被告寺院から墓地使用者と認められた者は被告寺院に墓地使用承継届けを提出すること（第7条）、⑤檀徒でなくなった場合は、原則として墓地を返還すること（第8条）、⑥墓地管理費を5年以上滞納したときは墓地使用権を取り消し、被告寺院は無縁墓地として処理することができること（第11条）が規定されているが、墓地の使用期間についての規定及び墓地使用料の返還についての規定はない。

Aは平成17年に死亡し、Aは本件墓地に墓石等を設置しておらず、Aの相続

人らは、Aの墳墓を本件墓地以外の場所に設けることとし、墓地使用契約の解約を申し入れるとともに、墓地使用料の返還を求めたが、被告寺院は返還を拒絶した。

原審（簡易裁判所）は、被告寺院が墓地使用料を不当利得しているとした上で、その利得額は14年間墓地使用契約に拘束されていたこと等を考慮して65万円の4割相当額であるとし、26万円及び遅延損害金の範囲で請求を一部認容した。

これに対して本判決（控訴審）は、墓地使用契約の性質について、墓地使用規則の内容によれば、墓地の使用期間の定めはなく、使用者の死亡にかかわらず、相続人又は被告寺院から認められた祭祀承継者に引き続き墓地の使用を許諾するものであるから、賃借権又は使用借権のように一定期間の使用権を設定するものではなく、永続的ないし永代的な使用権を設定するものとした。

また、墓地使用料の性質については、使用開始時に一括払いが予定されていること及び墓地使用規則には墓地使用料の返還についての規定がないことから、墓地使用料は使用期間に対応した使用の対価ではなく、墓地使用権の設定に対する対価であるとした。

そして、墓地使用料の支払いによって契約当事者の双方の債務は履行済みであるから、墓地使用契約の解約を申し入れ、爾後墓地を使用しないこととなっても、それは墓地使用権の放棄であって、支払済みの墓地使用料の全部又は一部について不当利得返還請求権が発生するとはいえない。解約申入れによって、他の檀徒に対して新たに墓地使用権を設定し、その対価として本件墓地使用料を収受することができるが、新たな墓地使用権の設定は、墓地の土地所有権に基づくものであるから、上記利得が法律上の原因を欠くということとはできず、このような利得を生じるからといって、本件墓地使用料の全部又は一部を返還しないことが不当利得になるとはいえないとした。

このように判断して本判決は、墓地使用料の返還義務を否定したのである。

墓地使用権の法的性質については諸説あるが、判例上は、慣習上認められてきた固定的・永続的な特殊使用権で物権的な性格を有するものとするのが多数

である（福岡高判昭59・6・18判タ535号218頁、宗教判例百選 90事件、東京地判平2・7・18判タ756号217頁、仙台高判平7・11・27判タ905号183頁など）。本判決もこの立場に立つ。

次に、墓地使用契約の解約に伴う永代使用料の返還について触れている判例は見当らなかった。なお、消費者契約法9条1号により、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項で、契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは無効とされる。宗教法人は、消費者契約法に定める事業者該当するとされており、墓地使用契約が消費者契約に該当するか否かは別にしても、その考えが類推されるのか、今後検討されるべき論点になると思われる。